

＜政務活動の主な内容、成果等＞

1. 「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」の制定

＜目的＞

人生100年時代と言われる長寿社会の中、県民の平均寿命と健康寿命との間に差があることが、本人の健康上の問題はもとより家族の負担となっている。健康寿命の延伸は社会全体の幸福につながるものであり、県民の理解を得ながら全世代における健康づくりを積極的に進めていく必要があることに鑑み、ウェルビーイングな社会づくりのための新たな条例作成に取り組んだ。

＜活動期間＞

令和5年7月～令和6年5月

＜活動内容＞

令和5年7月から検討を開始し、令和6年5月まで11か月にわたり議論を重ねた。パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和6年6月20日開会の第二回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布は6月25日。主な経過は以下の通り。

令和5年7月25日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年8月22日、関係団体との意見交換を行う。

同年10月12日、有識者（佐々木敏・東京大学名誉教授）による講演および意見交換を行う。

同年12月22日、条例骨子案の検討を行う。

令和6年2月16日、有識者（藤原佳典・東京都健康長寿医療センター研究所副所長）による講演および意見交換を行う。

同年3月19日、条例案の検討を行う。

同年4月11日～4月24日、パブリックコメント（条例案への意見募集）を実施。

同年5月21日、意見聴取結果（パブリックコメント等）への対応について検討を行う。

同年第二回定例会最終日の6月20日に条例案を上程し、可決・成立された。

＜成果＞

本条例では、健康づくりに関する施策の実施に必要な情報の収集、分析と調査研究を行うことを規定し、健康な状態と要介護状態の中間の虚弱な状態である「フレイル」の予防や生活習慣病の予防、生活習慣の改善や高齢者や女性の健康づくり、県民意識の醸成等、健康づくり全般について幅広く定めた。

その上で県は、保健医療サービスを実施する市町村との連携を密にし、健康づくりに関する総合的・計画的な施策を策定し、実施することを規定している。生活習慣病等への必要な施策の他、特に認知症については、正しい知識の普及啓発に努めることを規定。生活習慣の改善では、栄養学等の知識の習得や、筋力トレーニングをはじめとする運動等を行う習慣の定着の推進、心の健康保持のための相談体制の整備なども盛り込んだ。

本条例の制定を機に、健康づくりに関する各種施策の推進が図られ、県民の福祉の向上に寄与することが期待できる。

2.「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例の一部を改正する条例」の制定

<目的>

平成27年12月に「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」を議員提案で制定して以降、国の第4期がん対策推進基本計画や、茨城県総合がん対策推進計画の第5次計画の策定などの新たな動きや、条例制定後に生じた新たな課題への対応、施策・支援体制の充実強化を図る必要性に鑑み、条例の見直しに取り組んだ。

<活動期間>

令和5年11月～令和6年5月

<活動内容>

令和5年11月から検討を開始し、令和6年5月まで7か月にわたり議論を重ねた。パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和6年6月20日開会の第二回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布は6月25日。主な経過は以下の通り。

令和5年12月22日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

令和6年2月29日、改正条例案の検討を行う。

同年3月8日、有識者（永井秀雄・県立中央病院名誉院長）による講演および意見交換を行う。

同年3月19日、条例改正案の検討を行う。

同年4月11日～4月24日、パブリックコメント（条例案への意見募集）を実施。

同年5月21日、意見聴取結果（パブリックコメント等）への対応について検討を行う。

同年第二回定例会最終日の6月20日に条例案を上程し、可決・成立された。

<成果>

本条例の改正では、5つのがん検診の受診率の目標を、60パーセントに引き上げ、国民健康保険の被保険者については、受診率の市町村間の格差を是正するための規定を追加した。

がん医療の充実にかかり、がんゲノム医療や妊孕性温存療法等に係る施策を講じることや、

がん患者の治療に係る満足度の向上を図るための施策を新たに規定。小児がん対策の推進については、対象者にいわゆるAYA世代のがん患者を追加した。

また、外見の変化によるがん患者の苦痛を低減する「アピアランスケア」等への支援を追加し、施策の実施に係る定期的な調査を行うことも規定した。

本条例改正により、新たに規定した施策の着実な実行と、がん患者の支援の充実が期待される。

3. 「茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部を改正する条例」の制定

<目的>

性暴力に係る刑法の改正等や、令和6年6月に公布され日本版DBS法「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆるこども性暴力防止法の制定等を踏まえ、身近に起こり得る卑劣な性犯罪の根絶に向けた取組をさらに強化する必要性に鑑み、令和4年11月に議員提案により制定された本条例の一部を改正することを目的に、取り組んだ。

<活動期間>

令和6年6月～令和6年8月

<活動内容>

令和6年6月から検討を開始し、同年8月まで約3か月間議論を重ねた。パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和6年9月4日開会の第三回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布は10月4日。主な経過は以下の通り。

令和6年6月7日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年7月16日、改正条例案の検討を行う。

同年7月17日～7月30日、パブリックコメント（条例案への意見募集）を実施。

同年8月6日、意見聴取結果（パブリックコメント等）への対応について検討を行う。

同年第三回定例会最終日の10月1日に条例案を上程し、可決・成立された。

<成果>

本条例の制定により、性犯罪の定義を、こども性暴力防止法の「特定性犯罪」に掲げられる罪と同等となるよう整理し、住居の届出の対象を再犯防止に資するよう整備した。

また、性暴力の根絶に向けた対策強化月間を設定し、県民総ぐるみの取組を行う規定を追加。医療機関の役割として、被害を受けた方への適切な対応に加え、性暴力を行ったものに対する適切な治療や医学的または心理学的な支援を行う規定を追加した。

これらの事により、条例名にある通り、性暴力の被害者を守り社会全体で支える「性暴力の根絶を目指す」安心・安全な社会づくりに寄与できるものと確信する。

4.「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例の一部を改正する条例」の制定

<目的>

平成22年9月に「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」が議員提案により制定されてから14年が経過し、この間、歯と口腔の健康が県民の心身の健康に影響を及ぼし、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことを示す科学的根拠が蓄積されてきた。県民の生涯にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながると、歯と口腔の健康がますます重要視されてきたことから、本条例の内容の充実を図ることを目的に、取り組んだ。

<活動期間>

令和6年6月～令和7年2月

<活動内容>

令和6年6月から検討を開始し、令和7年2月まで約8か月間議論を重ねた。パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和7年2月26日開会の第一回定例会に上程し、賛成多数で可決された。公布は3月27日。主な経過は以下の通り。

令和6年9月24日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年10月1日、改正条例案の検討を行う。

同年11月22日、関係団体（県歯科医師会）および県執行部から改正内容に係る説明聴取を行う。

同年11月29日、改正条例案の検討を行う。

同年12月16日～令和7年1月9日、パブリックコメント（条例案への意見募集）を実施。

令和7年2月5日、意見聴取結果（パブリックコメント等）への対応について検討を行う。

同年第一回定例会最終日の3月24日に条例案を上程し、可決・成立された。

<成果>

本条例改正により、むし歯予防対策として特に幼児期から学齢期に有効とされる「フッ化物洗口」を、就学前施設のみならず、小中学校での実施を強力に推進する規定を整備した。

また、生涯を通じた対策が必要とされる「歯周病の予防対策」を、ライフステージごとに必要な対策を規定し、心身の機能低下をもたらすおそれのある口腔機能の虚弱な状態・オーラルフレイルの対策を、追加規定した。

災害時の避難施設内での歯と口腔の保健医療サービスの提供確保や、スポーツ等による口腔の外傷・歯の喪失予防への啓発に関する施策などの必要な規定も追加した。

これらの規定により、従来以上に県民の歯と口腔の健康、ひいては心身の健康の保持増進に寄与する条例となった。

5. 「県政要望懇談会」の実施

<目的>

令和7年度の県予算編成時期を前に、県内各種団体の喫緊の課題や重点要望を聴取し、会派で取りまとめた上で、県政へ反映することを目的として懇談会を開催した。

<活動期間>

令和6年8月26日

<活動内容>

いばらき自民党政務調査会（戸井田和之会長）を5つの部会（防災環境産業部会・営業戦略農林水産部会・総務土木部会・保健福祉医療部会・文教警察部会）に分かれて、それぞれの関連分野の団体から県政に関わる諸課題・重点要望の聞き取りを行った。団体数は以下の通り。

・ 防災環境産業部会（磯崎達也部会長）	21団体
・ 営業戦略農林水産部会（長谷川重幸部会長）	13団体
・ 総務土木部会（星田弘司部会長）	36団体
・ 保健福祉医療部会（水柿一俊部会長）	30団体
・ 文教警察部会（高橋勝則部会長）	9団体

<成果>

懇談会で聴取した重点要望を取りまとめ、会派の政策「令和7年度 いばらき自民党重要政策大綱」と共に、令和6年12月16日に知事はじめ県執行部へ提出し、来年度予算編成に反映されるように要望した。要望を行った結果、令和7年度予算では新規事業として、沿線誘客促進のための「水郡線利用促進事業」や、インバウンド受入れ環境整備のための「いばらきネクストツーリズム推進事業」、賃金アップを行った中小企業を支援する「いばらき賃上げ支援事業」など、政策実現に結びついた。

6. いばらき自民党「港湾振興議員連盟」アメリカ＝マイアミ・ロサンゼルス視察調査

<目的>

本県の茨城港湾で、大型船の受け入れ体制を強化するため、新たな岸壁を整備する方針

が決定された中、世界最大のクルーズ見本市「シートレード・クルーズ・グローバル2024」において、本県の優位性をPRする機会を得た。これを機会に、茨城県港湾の利便性向上や、全国に先駆けて港湾脱炭素化推進計画に取り組んでいる本県の港湾促進を図るため、アメリカ港湾における脱炭素化の先進的な取組等を調査すること、またあわせて県内観光地や農産物のPR活動を行うことを目的に、視察を実施した。

<活動期間>

令和6年4月9日（火）～4月14日（日）4泊6日

<参加者>

海野 透、白田 信夫、鈴木 将、川口 政弥、村田 康成、豊田 茂、
木本信太郎

<日程>

4月 9日（火）アメリカ・フロリダ州マイアミ国際空港着
4月10日（水）①シートレード・クルーズ・グローバル2024日本ブース共同出店
視察
②マイアミ港視察
4月11日（木）アメリカ・カリフォルニア州ロサンゼルス国際空港着
③ロングビーチ港視察
4月12日（金）④ロサンゼルス港湾局訪問
⑤ロサンゼルス港視察
4月12日（土）ロサンゼルス国際空港発
4月14日（日）羽田国際空港着

<活動内容>

①シートレード・クルーズ・グローバル2024日本ブース共同出店視察

マイアミ・ビーチ・コンベンション・センターにて4月9日から11日まで開催された同展示会は、世界中のクルーズ船会社・各国政府観光局・港湾局・クルーズオペレーターやツアーオペレーター等、約600社、1万人以上の来場があった。

日本ブースには、国際観光振興機構や、茨城県をはじめとする20団体が出展し、クルーズ船誘致やプロモーション活動を行った。

本県は、ロイヤルカリビアングループ（本社マイアミ）と個別商談を行い、常陸那珂港区のプレゼンや早期寄港の要請を行った。

②マイアミ港視察

世界の一大クルーズ拠点であるマイアミ港は、約67,200㎡に複数のクルーズターミナルが整備され、空港から約15kmとアクセスもよく、クルーズ乗船客にとって大変利用しやすい

い環境が整っている。年間 730 万人の利用があり、経済効果は 6.5 兆円、約 34 万人の雇用を生み出している。

マイアミ港の特徴として、クルーズバースに接岸する際、半径 250m ほどの回頭エリアですべての客船が曳船なしで回頭、接岸・出港が可能となっている。

また、陸海空一体となったクルーズ振興施策がとられ、民間資金を活用したクルーズターミナル整備などの、ハード・ソフト一体となったビジネス展開を通じて、今後も旅客数を増加させる見込みである。

③ロングビーチ港視察

当港は、平成 12 年より常陸那珂港区から定期 RORO 航路で結ばれており、現在もワレニウスウィルヘルムセンの大型 RORO 船が、日立建機・コマツの建設機械を輸出するため、月に 1～2 回寄港している。

コンテナ取扱量は、2022 年統計で、913 万 3 千 TEU（世界 19 位）。主な輸出入相手国は、中国・台湾・ベトナム・タイ・韓国など。温室効果ガスを、1990 年比で 2030 年までに 40 パーセント、2050 年までに 80 パーセント削減する目標を立てており、荷役機械の「ゼロエミッション」を推進している。完全電動クレーンの導入により、コンテナ当たりの温室効果ガス排出量が世界最低を達成している。

④ロサンゼルス港湾局訪問

ロサンゼルス港は、市の管理する港である一方、当港湾局は市の予算措置は無く、独立採算制で運営されている。当港は、北米最大のコンテナ港であり、取扱量は全米一となる 991 万 1 千 TEU（2022 年、世界 16 位）で、日本へは飼料・牧草・大豆などを多く輸出している。年間 200 隻以上のクルーズ船が寄港しており、年間乗客数 130 万人以上を記録している。

隣接するロングビーチ港同様、港湾周辺への環境改善に積極的に取り組んでおり、2020 年から豊田通商等と共同で、荷役機械の FC 化の事前実証を行っている。

港湾利用の状況もリアルタイムで一元管理され、港湾局が開発した「ポートオブティマイザー」というコミュニティシステムで運送事業者へ情報提供されており、効率的な荷受けを可能とし、温室効果ガス排出削減にも成功している。

⑤ロサンゼルス港視察

商船三井の現地駐在員から、現地港湾での活動状況を聴取し、ロサンゼルス港内サンペドロ湾内を視察。ロングビーチ港と地理的に真向かいにあるロサンゼルス港は、ビジネスにおいてはライバル関係である一方、環境対策においては協力し 2006 年に大気浄化プログラムを施行し、各種取組が行われている。例えば、定期コンテナ船は入港 2 時間以内にエンジンを停止し、荷役後はエンジン始動後 1 時間以内に出港を義務付け、違反には罰金を科す措置がとられる等、強いリーダーシップを取っている。

将来計画として、コンテナターミナルの拡張および建設、オンドック鉄道施設や自動化設備を整備する等、発展に向けた開発が予定されている。

<成果>

シートレード・クルーズ・グローバル2024では、寄港地選定に影響力を持つキーパーソンが多く参加し、非常に意義高い展示会であった。特にロイヤルカリビアン船社との個別商談では、常陸那珂港区への早期寄港実現の要請に対して、非常に好感触を得られた。今後の課題としては、季節的な観光場所や県産品等、わが県側のイベントとのマッチングの調整が必要である。また、地元の経済効果を見込むためにも県をはじめ旅行会社等や関係する団体とのコラボも重要である。

マイアミ港は、半径250mもある回頭エリアやターミナルビルに隣接した大型立体駐車場が整備されているなど、空港並みの規模の利用設備を有し、短い待ち時間で乗船が可能である等、益々大型化するクルーズ船需要をとらえた港である。整備・運営には、民間資金を活用するなど、コスト面でも参考になる事例である。

ロングビーチ港は、港湾の脱炭素化（ゼロエミッション）に取り組んでおり、自動荷役機械が稼働し、管理棟内のモニターで作動確認をするなど、無人化を進めている。一方で、港湾労働者の仕事が減ることの反発もあり、余剰人員対策の課題がある。また、巨額の設備投資を回収するため、多くの輸出入業者に選ばれる必要もあり、ポートセールスの課題も参考になった。

ロサンゼルス港湾局では、2030年までの排出ガスゼロがルール化され、豊田通商等と共同で荷役機械の実証実験を行っている。港湾内に滞留する貨物トレーラー等が排出するガスを抑制するために、効率的な荷受けで待機トラックを減らすことにも成功している。また、24時間体制の情報セキュリティ対策をロサンゼルス市と協力し実施していることも、大変参考になった。

ロサンゼルス港では、取扱量に関して、入港して荷下ろしした船が、いかに出港時に荷をいっぱいにできるかが課題であった。港湾設備や道路などのインフラ整備を行い、ニーズにマッチすることはもとより、カーボンニュートラルに向けた環境対策も取られており、世界をリードする港湾の体制を学ぶことができた。

茨城港湾における課題であった水深の深さが今後改善（12mから14mへ）されることで他の港との競争力が上がる一方、世界から求められる港湾へと発展するための検討課題が、今回の視察調査によって明らかになった。今後は、今回の調査結果をもとに、施策提案を行っていきたい。

7. 長崎県五島市浮体式洋上風力発電推進事業視察調査

<目的>

国は、洋上風力発電の導入拡大を目的として、EEZまで適地を広げる法改正を行った。そのような中で、課題となっているのが漁業調整であり、茨城県沖のWF形成においても重要となる。先進地である長崎県五島市においては、浮体式洋上風力発電事業についてプ

プロジェクトが進んでいるが、実際に稼働している浮体式洋上風力発電施設の視察や現地の漁業者、民間業者、行政等との意見交換を通じて、今後の茨城県政における洋上風力発電事業を推進する上での課題等を明確にし、施策提案をすることを目的として行った。

<活動期間>

令和6年8月6日（火）～8月7日（水）

<参加者>

小松崎 敏紀

<日程>

8月 6日（火）①五島市における浮体式洋上風力発電事業についての概要説明

- ・戸田建設株式会社戦略事業本部GX 統轄部 浮体式洋上風力発電事業企画営業部 原田部長から当該事業についての説明を受ける。

②浮体式洋上風力発電設置海域での海上視察

- ・商用化している浮体式洋上風力発電施設「はえんかぜ」や、世界初のハイブリッドスパー型（浮体部の下部をコンクリート、上部を鋼で構成した浮体形式）である2,100kw級（8基）の建設中の浮体式洋上風力発電設備を海上から視察。

③五島市役所との意見交換

- ・五島市のこれまでの取組や今後の構想など、行政の視点から見た当該プロジェクトについて説明を受ける。

④五島ふくえ漁業協同組合・前理事長との意見交換

- ・当該洋上風力発電事業のプロジェクト実施にあたり、漁業者との調整等において尽力された熊川長吉氏（前理事長）と意見交換を行う。

8月 7日（水）⑤浮体式洋上風力発電事業に係る拠点港（作業ヤード）視察

- ・部材輸送や組み立ての拠点となっている福江港の作業ヤードを視察。

<成果等>

本県は、東に太平洋を有しており、クリーンな電力を得るために洋上風力発電施設を設置できるポテンシャルがある。今回の調査において、推進する事業者、自治体、そして、漁業関係者の考え方と、関係者間の調整において、貴重な話が聞けた。今後は、議会において、茨城県における洋上風力発電事業の推進の可能性について議論していきたい。

8. シラスウナギの完全養殖等視察調査

<目的>

絶滅危惧種に指定されているウナギの生態を調べ、完全養殖の技術開発を成し遂げた研究所を視察し、今後のシラスウナギの生産状況と行政施策、またウナギ養殖に係る国・水産庁の考え方を調べて、茨城県でのウナギ養殖を提案することを目的として視察調査を行った。

<活動期間>

令和6年8月19日（月）～8月20日（火）

<参加者>

坂本 隆司、村田 康成、石塚 隼人

<日程>

8月19日（月）①絶滅危惧種に指定されたシラスウナギの完全養殖と生産状況について（水産技術研究所南伊豆庁舎、風藤生産部長他）

- ・絶滅危惧種に指定されたニホンウナギの生息を守るため、またシラスウナギの減少で価格高騰している現状に鑑み、ウナギの完全養殖に着手した。当施設では、ウナギの仔魚のエサを研究しており、鶏卵に改良を加えたものを使用することに成功。今後は養殖物の単価を抑えられるよう生産量を多くできるように研究を進めている。また、養殖の結果がでた後に、特許を取得し全国へ広めるとの話もあった。

8月20日（火）②静岡県三島市の現状と三島市観光戦略アクションプランについて（静岡県三島市役所商工観光まちづくり課他）

- ・富士山の伏流水で臭みのないうなぎが取れることで有名な三島市では、うなぎを観光戦略でも使っており、名店マップを作成する他、市内の老舗うなぎ店がふるさと納税の対象となるなど、うなぎをPRに活用している。うなぎの仕入れ先は産地にこだわらず品質で選んでいることもあり、完全養殖の実現で三島産のシラスウナギが取れるようになることで、更なる観光資源化を狙っている。

③日本におけるウナギ養殖の許可制と現状について（水産庁、増殖推進部・堀瑞氏他）

- ・日本でのシラスウナギの採捕量は年々減少しており、中国や台湾でも同様の状況の中、水産庁はウナギ養殖の池入れ量を制限しシラスウナギの採捕量に制限がかかるようにした。ワシント

ン条約の決定により貿易規制がはじまり、ピーク時に16万トンの供給があったウナギも現在では6万トン程度となり、ウナギ養殖は農林水産大臣による許可制となっている。関東は養鰻業が少なく、生産量が多い鹿児島・愛知・静岡そして海外に依存している中、茨城県でシラスウナギの完全養殖の実現が望まれる。水産庁では、完全養殖のガイドラインを作成中とのことであった。

<成果等>

ニホンウナギが絶滅危惧種に指定され、天然の稚魚を使用する養鰻への海外からの批判が高まる中、完全養殖技術に注目が集まっている。養鰻業が許可制となる中、関東地域でのウナギの消費を支えているのは、鹿児島や愛知、静岡、海外等の生産地である。本県は、利根川や霞ヶ浦などの水資源に恵まれており、シラスウナギの養殖に適した環境を有している。完全養殖が商業的に実現した場合、本県のポテンシャルは大変有利となる。今回の視察で、完全養殖技術開発の現場と産地自治体のウナギを使った観光施策、また国の今後の動向を探ってきた。いずれも本県への応用が待たれる内容があった。茨城県が利根川の水脈を活かし、関東随一のウナギの拠点となれるよう、今後も調査し県へ提言していきたい。